

神戸市民救急ボランティア要綱

(目的)

第1条 この要綱は、救急業務規程（平成19年3月消訓令第16号）第2条第1項第11号に基づき、神戸市民救急ボランティア（以下「市民救急ボランティア」という。）の活動について基本的事項を定め、もって市民の生命及び身体を保護することを目的とする。

(市民救急ボランティア)

第2条 市民救急ボランティアとは、市民救命士の養成に関する実施要綱第9条第1項に定める応急手当普及員の資格を有し、市民救急ボランティアとして活動できる地域に居住または勤務若しくは通学する市民等で、第3条及び第4条に賛同し、第5条の手続きによって申請し登録された者をいう。

(災害時の活動内容)

第3条 市民救急ボランティアは、神戸市内において大規模な災害等により多数の傷病者が発生し、現場応援が必要な場合に、消防局長の要請により出動する。

2 前項の要請を受けた市民救急ボランティアで参集が可能な者は、指定された場所に参集し、様式第1号の神戸市民救急ボランティア参集記録簿に記入し、現地の消防職員の指示に従い行動するものとする。

(平常時の活動内容)

第4条 市民救急ボランティアは、平常時において次の活動を行う。

- (1) 市民救命士講習会等の指導
- (2) 神戸市が行う防災訓練等への参加

2 市民救急ボランティアは、自主的に地域住民に対して応急手当の普及啓発に努めるものとする。

(登録)

第5条 市民救急ボランティアに登録を希望する者は、様式第2号の神戸市民救急ボランティア登録申請書により、消防局長に提出するものとする。

(登録証の交付)

第6条 消防局長は、市民救急ボランティアに対して様式第3号の登録証を交付するものとする。

(登録の抹消)

第7条 登録の取消しをしようとする者は、様式第4号の神戸市民救急ボランティア登録抹消申請書を消防局長に提出するものとする。

2 市民救急ボランティアが次の事項に該当する場合、消防局長は登録を抹消することができる。

- (1) 市民救急ボランティアとして、ふさわしくない行為を行った場合
- (2) 応急手当普及員の資格を失った場合
- (3) 市民救急ボランティアの活動を行うことが困難となった場合
- (4) 登録者から住所など連絡先変更等の届け出がなく所在確認が出来なくなった場合

(報酬)

第8条 市民救急ボランティアとしての活動は無報酬とする。

(補償等)

第9条 第3条第1項に基づく活動において、市民救急ボランティアが負傷等をした場合は、神戸

市消防団員等公務災害補償条例に基づき補償する。

- 2 応急手当指導員が立ち会う第4条第1項第1号に基づく市民救命士講習会等において、市民救急ボランティアが負傷等をした場合は、ボランティア活動保険に基づき補償する。
- 3 第4条第1項第2号に基づく活動において、市民救急ボランティアが負傷等をした場合は、神戸市防災訓練等災害見舞金規則に基づき補償する。

(事務局等)

第11条 市民防災総合センターに市民救急ボランティアの本部事務局を置く。

- 2 消防署に市民救急ボランティアの支部事務局を置く。

附 則

この要綱は、平成8年11月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱第6条により交付されたバッジについては返還しなくてよいものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。